

子どもの「できる」をめざして

～子どもの権利保障とインクルーシブ保育の実践～

I 子どもの権利保障

1. 子どもの権利とは

- ①子どもが人間らしく生きていくために保障されているもの
- ②すべての子どもが生まれながらに平等に保障されているもの
- ③行使することも放棄することもできるもの
 - ☞ ～することができる・～しても（しなくても）よい

2. 子どもの権利条約（「児童の権利に関する条約」）

- 1989年に成立した国際条約
- 守るべき「4つの柱」を明確にしている
 - ☞ 生きる権利・育つ権利・守られる権利・参加する権利
- 「子どもにとって一番よいこと」の実現をめざす
 - ☞ **子どもの最善の利益**の追求



☆子どもは権利の主体である

☆子どもの権利の実現・確保をめざす

3. 子どもの権利を守ること

何でも認める・許す・言うことをきく
大人が決める・ルールを敷く

子どもが自分でできるようにする
正しいこと・当たり前のことを認める

子どもの権利を守る = 自己選択・自己決定ができるよう環境を整え、援助する



「できる」と「できた!」を支える

II インクルーシブ保育の実践

1. インクルーシブとは

現代社会 : ダイバーシティな社会



十人十色

「みんなちがってみんないい」



人の多様性を尊重し、誰もが共に学ぶしくみ

☞ インクルーシブ = 「包括」「包み込む」

2. インクルーシブをすすめていく上でのポイント

「できない」を見る

「できる」を探す



子どもをよく「みて」、工夫する

3. 子どもとかかわる上でのポイント



「熱心な無理解者」にはならない

「ダブルバインド（二重拘束）」をしない

保育者としての資質の向上をめざしていく



子どもにとって安全・安心な「居場所」をつくる・「居場所」になる

みんなで協力をして無理はしない